建設委員会記録

開催日時 令和元年9月24日(火) 13:05~14:18

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

田尻 匠 委員長

中村 昭 副委員長

小林 誠 委員

太田 敦 委員

奥山 博康 委員

岩田 国夫 委員

国中 憲治 委員

秋本登志嗣 委員

川口 正志 委員

欠席委員 なし

出席理事者 山田 県土マネジメント部長

増田 まちづくり推進局長

青山 水道局長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議事

(1) 議案の審査について

議第58号 奈良県職員に対する退職手当に関する条例等の一部を改正する 条例 (建設委員会所管分)

議第61号 建築基準法施行条例の一部を改正する条例

議第67号 まほろば健康パーク整備事業にかかる請負契約の締結について

議第68号 住宅建設事業にかかる請負契約の締結について

議第72号 奈良県道路整備基本計画の変更について

議第73号 奈良県無電柱化推進計画の策定について

議第74号 奈良県土砂災害対策施設整備計画の策定について

報第28号 地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告につ

いて

損害賠償額の決定について

報第29号 地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について

奈良県手数料条例の一部を改正する条例

(建設委員会所管分)

(2) その他

<会議の経過>

〇田尻委員長 ただいまから、建設委員会を開会します。秋本委員はおくれるとの連絡を 受けていますので、ご了解願います。また、西村地域交通課長の代理で人見課長補佐が出 席されておりますので、ご了承願います。

本日、傍聴の申し出があれば20名を限度に入室していただきますので、ご承知おきください。

それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は正副委員長会議の申し合わせにより、 付託を受けました議案の審査結果についてのみ報告となりますので、あらかじめご了解を 願います。

なお、議案の説明については、9月5日に議案説明会が行われました。そのため、省略 をいたします。

それでは、付託議案について質疑があれば、ご発言を願います。

なお、その他の事項につきましては、後ほど質疑を行いますので、ご了承願います。

〇太田委員 私から質問させていただきます。

まず最初に、議第72号、奈良県道路整備基本計画の変更についてです。

奈良県道路整備基本計画の概要も見せていただきまして、内容のご説明がありましたけれども、安心・安全を支える道路整備について、新たに一つの大きな項を設けたということです。その中で私からお聞きしたいのは、社会問題ともなっています、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検です。どのような取り組みが今、奈良県で行われているのか、まずお伺いします。

〇今中道路環境課長 太田委員のご質問は、未就学児の集団移動経路における緊急安全対

策の取り組みと思います。ことし5月に起こりました滋賀県大津市の事故に伴いまして、ことし6月に国土交通省、内閣府、文部科学省、厚生労働省、警察庁の5省庁から、緊急点検を実施するようにという通達が出ています。本県におきましても、県教育委員会が幼稚園の所管機関である通学園路及びお出かけ通路の全ルートと、危険と思われる箇所を地図上に落とし込んだものを集約していて、未就学児が日常的に移動する経路における交通安全の確保に向けた安全点検を、警察と道路管理者と所管する関係機関とで連携し、9月末をめどに実施しているところです。

点検結果を受けまして、それぞれを所管しています機関が警察、道路管理者から技術的な助言を得ながら、10月末までに対策案をつくることとなっています。対策案の立案後は、国の予算確保に努めて、未就学児の子どもが日常的に集団で移動する経路の安全確保に向けて、関係機関と連携して、対策に取り組んでいきたいと思います。以上です。

○太田委員 緊急点検をことしの9月までに実施して、所管機関におきまして、本年10月中に点検結果の概要を集約するというお話でした。

歩道で信号待ちをしている歩行者が、突然突っ込んできた自動車にはねられて死傷する 事故がなくならないということでして、これは以前から大きな社会問題となっています。 振り返ってみますと、2012年4月、京都府亀岡市で、集団登校中の小学生の列に車が 突っ込んで10人が死傷したという悲惨な事故が起こっていまして、このときから、全国 の通学路の危険箇所の一斉点検が始まったと記憶しています。今回の計画にもその部分が 反映されていると思いますし、一定の成果が生まれていると私も認識しています。

一方、先ほど質問させていただきました、滋賀県大津市で起きた、保育園児・保育士の 死傷事故は、保育所の散歩コースというところになりますので、これまでの通学路の安全 点検だけではなかなかフォローし切れないところもあるかと思います。

その点では、生活道路における安全対策、とりわけ先ほど申し上げた、園児等子どもが 日常的に移動する経路の安全確保について、奈良県道路整備基本計画の中身を見せていた だきましたけれども、そのことに当たる文言がどこにあるのかについてお伺いします。

〇今中道路環境課長 奈良県道路整備基本計画のどの場所に書いてあるかというご質問ですが、奈良県道路基本計画の22ページの中にあります、暮らしを支える交通安全対策の中の、一番最初の部分、高齢者の事故の増加など、新しい課題に対応していくことが重要ということで考えていて、通学路等の安全確保の中の総合的な通学路等の安全対策を充実させるという部分で記載していると考えています。

〇太田委員 ご答弁にもありましたように、この計画を見ていましたら、園児等子どもが 日常的に移動する経路の安全確保という具体的な文言がないと思ったところです。

先ほど申し上げましたように、2012年に京都府亀岡市で集団登校中の小学生の列の中に車が突っ込んでから、通学路の安全点検は、社会的にも認知されています。そして、ことし4月に大津市で起こった保育園児や保育士の死傷事故が、これはそこだけではとどまらないと、保育園児など子どもといったところにまでしっかり手を広げて安全対策をとっていくという決意のあらわれというか、そこに焦点を絞った対策が今、私は県民から最も求められていると思います。その部分についても、やはりしっかりと県民にわかるように記載すべきだと思っています。

次に、議第73号、奈良県無電柱化の推進計画の策定についてです。

このことについては、この間、千葉県で大変な台風被害がありまして、今でもまだ停電が起こっている状況です。無電柱化ですけれども、先ほどの保育園児などの安全対策は、今県下で一斉に点検が進められていまして、社会的に安全対策を推進させようという機運になっているのですけれども、今回電柱が1,000本くらい倒れていまして、無電柱化についても、県民の関心が高まっていると思います。

この無電柱化ですけれども、ネックになるのはやはり費用でして、道路1キロメートル当たりの電線共同溝の整備にかかる土木工事に大体3.5億円、電気設備の工事には1.5億円から1.8億円かかるということですから、1キロメートル当たり5億円以上かかるといわれています。現在、電柱を使用する従来のやり方では、1キロメートル当たり1,00万円から2,000万円でできると言われていますので、無電柱化は、計画はあるけれども相当コストがかかるものと認識しています。

今後、無電柱化を進める上で、コストが削減される見通しがあるのか、また、そういった方法をとったときの安全性などについての対策についてもご説明いただきたいと思います。

〇今中道路環境課長 委員からのご質問は、整備コストの縮減の見通しについてかと思います。国は無電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的かつ迅速な推進を図るために、平成30年4月に無電柱化推進計画を策定し、低コスト手法の普及拡大に向けて、管路を従来よりも浅い位置に埋設する浅層埋設方式や管路のかわりに小型ボックスを活用し、電線共同溝本体の構造をコンパクト化した小型ボックス活用埋設方式について普及推進しているところです。平成31年3月に、低コストの手法の一層の推進を図ることを目的とし

て、「道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き (案)」が国から発行され、小型ボックス 活用埋設方法の事例等が紹介されています。

今議会に上程しています奈良県無電柱化推進計画においても、奈良県の無電柱化を推進する上で講ずべき施策として、低コスト手法である浅層埋設方式や小型ボックスの活用方式などの新技術の積極的な活用を位置づけていて、国の動向を踏まえて、低コスト手法の推進に向けて、官民連携して取り組んでいきたいと考えています。

○太田委員 先ほどご説明がありましたけれども、主に2つの方法で、コストを削減する施策があるということでした。条件によっては7割程度のコスト削減が図られるということです。研究していただくと同時に、安全対策も進めていただきたいのですが、仮に県が管理する県道について無電柱化を行う場合、県と地方公共団体、電力会社など事業者の負担割合がどうなるのか。あわせて無電柱化を行う際に、道路上に引かれている本線から各家庭につなぐ引き込み線について一体誰が負担することになるのか、個人が負担することが想定されているのかについてもご説明いただけますでしょうか。

○今中道路環境課長 委員からのご質問は、道路管理者と電線管理者の負担の割合についてかと思われます。先ほど、電線共同溝整備は県や市町村などの道路管理者と電線管理者で必要に応じて分担して施工しています。道路管理者が電線共同溝本体の管やますの部分を、電線管理者が地上機器や電線、民地への引き込み設備を整備することとなっています。費用につきましては、先ほど委員が述べられましたように、事業費が国で試算されていまして、内訳として1キロメートル当たり5.3億円、道路管理者は3.5億円、電線管理者は1.8億円程度ということになっています。

民家への引き込みの件なのですが、道路区域の部分におきましてはおおむね県が道路管路の部分について施工していまして、民地の部分につきましては電線管理者が費用を負担して、各戸に引き込みを行っている状態で、個人への請求等は現在発生していません。以上です。

〇太田委員 ありがとうございます。県や公共団体、国などが費用負担する場合は税金を 使うことにもなりますし、また、電線管理者、電力会社が負担する場合についても電気料 金などに転嫁されることになりますので、その意味では県民の負担もふえることになろう かと思います。県民の納得いく形で進める必要があるかと思います。

現在、無電柱化が進められている中で、本来、無電柱化によって目指そうとしている趣旨とは反するような事態、住民が困惑するという場面も生じているとお聞きしています。

例えば、トランスや変圧器などを地上に設置したために、結局歩道の幅が変わらず、安全な交通の確保という無電柱化の趣旨とは相入れない結果になってしまったり、あるいは東京都千代田区の例なのですが、東京オリンピックのマラソンコースに指定された道路で、無電柱化を進めるためにイチョウ並木を切り倒すという計画に対して、住民の反対運動も起きているとお聞きしています。

無電柱化は、今後の取り組みということなのですが、こういう事態を防ぐためのルールづくりもあわせて今から取り組んでいく必要があるかと思いますけれども、その点についてお伺いします。

○今中道路環境課長 委員からのご質問は、地域との合意形成にどのように取り組んでいるのかというご質問かと思います。無電柱化の手法や先ほどの地上機器の設置、引き込みの管路の位置などにつきましては、沿線の住民の方々と調整した上で設計を進めています。また工事着手前には、地元説明会を開催するなど、地域との合意形成に努めています。さらに、まちづくり協定を締結している地域では、まちづくり協議会などにおいて、合意形成を図れるように努めています。なお、無電柱化の重要性に関する県民の理解と関心を深め、無電柱化に県民の協力が得られるよう、無電柱化の実施状況の成功例について、例えば三輪のまちづくりの協議会において、埼玉県川越市の先進事例の紹介などを行いました。その後の勉強会などに向けたパンフレットなどを作成しているところです。

〇太田委員 無電柱化を進めるに当たりましては、いろいろな課題があるかと思いますので、その点しっかり整理して取り組んでいただきたいと思います。

最後に、議第74号、奈良県土砂災害対策施設整備計画の策定についてお伺いします。 現在の奈良県内、土砂災害危険箇所の基礎調査の完了ぐあいについてまずお伺いします。

〇桜井県土マネジメント部次長(砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱)

土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定状況についてお答えします。本県では土砂災害特別警戒区域の指定に必要な基礎調査を平成30年度に終えまして、現在までその調査結果の公表を進めてきました。今後は地元説明会、また、市町村長からの意見聴取を行いまして区域の指定を進め、今年度末に指定を完了させることとしていまして、現時点で県下7,021カ所の指定を終えている状況です。

〇太田委員 先ほど 7, 0 2 1 カ所という数字をご報告いただきました。今後、指定の手続を終えて、今年度中に指定を終了させることを目指すとご答弁されています。

土砂災害特別警戒区域の指定は、広島県で起こった災害が一つの大きな契機となりまし

て、このような取り組みも進んでいるかと思いますけれども、全国的に心配されています のは、特別警戒区域の指定が放置されているために、こうした地域で住民の命または身体 に危害が生じるおそれがある。そしてこういう地域で指定されていないために宅地開発が 進められる。このような警告を国土交通省が行っていますけれども、その点について県と してどのように考えているのかお伺いします。

〇桜井県土マネジメント部次長(砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱) 危険な区域をきちんと住民にわかるように周知し、必要な対策を講じることは、まさに土 砂災害対策の基本的なところと考えています。その点から、特別警戒区域の指定は最優先 で考えているところでして、今年度末の指定に向けてスケジュールどおり進めてまいりた

今後はこの特別警戒区域に指定されますと、その中に避難所あるいは24時間要配慮者 が利用される施設等がありますので、そういったところを優先的に保全する事業、まさに この土砂災害対策施設整備計画にのっとった対策を推進したいと考えています。

いと考えています。

○太田委員 先ほどのご答弁の中でも、福祉避難所や要配慮者についても触れていただきました。ここは建設委員会ですので、この要配慮者の人たちが一体どれぐらいいるのかと、指定状況あるいはまた福祉避難所を開設した際に、つまり発災後になりますけれども、福祉避難所を開設した際に、人員をどういうふうに配置せよと求めているのか、これについては部局が横断するかと思いますけれども、私も担当部局にぜひ質問していきたいと思います。まずは所管されているところでは、土砂災害危険箇所の基礎調査を一刻も早く進めていただくように求めておきたいと思います。私からは以上です。

〇小林(誠)委員 報第28号、専決処分に関する損害賠償額の決定について、1点確認させていただきたいのが、管理瑕疵があったのかどうか、適切に管理していたけれども仕方がない落石だったのか教えていただきたい。

それと番号1番について、発生が平成30年11月3日ということで、この案件についてはどういう経緯があって、これほどの時間を要したのか、教えていただきたい。

〇六車道路管理課長 全ての事案で管理瑕疵になるのかもわかりませんけれども、上から 小石が落ちてきて車に直撃したといった事例のものです。

1件目の平成30年11月3日に発生した案件につきましては、当事者と調整をさせていただきながら金額を決めていくものですので、これについて少し時間がかかったということです。以上です。

- **〇田尻委員長** ほかになければ、これをもちまして付託議案についての質疑を終わります。 続いて、付託議案について、委員の意見を求めます。ご発言をお願いします。
- **〇国中委員** 自由民主党は当委員会に付託を受けました案件全てに賛成します。
- **〇岩田委員** 自民党奈良も全ての案件に賛成します。

○太田委員 日本共産党ですけれども、先ほども質問の中にもございました、奈良県道路整備基本計画についてでございますが、以前から私たちは、大和北道路の北半分、事業化された新たな部分ですけれども、膨大な費用が県民の負担になるということと、地下トンネルによる埋蔵文化財の破壊などが懸念されるということ、そして先ほど申し上げましたように、奈良県道路整備基本計画の中で、未就学児に対する安全対策にしっかりと触れておくべきだということを申し上げます。議第72号については反対です。それ以外の議案については賛成です。

○小林(誠)委員 日本維新の会としましては、付託された議案につきまして賛成します。○田尻委員長 ただいまより、付託を受けました各議案について採決を行います。

まず、令和元年度議案、議第72号については、委員より反対の意見がありましたので、 起立によって採決をいたします。

令和元年度議案、議第72号について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。よって、令和元年度議案、議第72号については、原案どおり可 決することに決しました。

次に、残余の議案については、一括して簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議 ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りいたします。

令和元年度議案、議第58号中、当委員会所管分、議第61号、議第67号、議第68 号、議第73号、議第74号及び報第28号については、原案どおり可決または承認する ことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。

よって、本案は、いずれも原案どおり可決または承認することに決しました。

次に、報告案件についてであります。

報第29号中、当委員会所管分については、理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承願います。

これをもちまして、付託議案の審査を終わります。

次に、本定例会に提出をされました陳情のうち、当委員会所管事項に関する陳情の写し を参考に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、その他の事項に入ります。

県土マネジメント部長から、奈良県流域下水道事業の設置等に関する条例の概要について、報告を行いたいとの申し出がありますので、報告を願います。

なお、理事者におかれましては、着席にてご説明、ご報告で結構でございます。

〇山田県土マネジメント部長 奈良県流域下水道事業の設置等に関する条例の概要についてご説明させていただきます。

地方公営企業法を適用して、経営の合理化を進めて、将来にわたって持続可能な下水道 経営を確保したいということで、令和2年度より、奈良県流域下水道事業に地方公営企業 法を適用する条例を制定したい。令和2年度までに法の適用を総務省から要請されている こと、また国の交付金の要件化が令和3年度から実施されますので、令和2年度のうちに 準備しておきたいということです。今後は、9月議会で概要を報告させていただきまして、 12月議会での上程を検討しています。

背景として、人口減少による有収水量の減少もしくは老朽化の事案があります。

目的として、必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供するため、中長期的な視点で計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組みたい。経営の見える化による経営基盤の強化が必要です。

効果としまして、保有資産の状況把握や、他団体間での資産状況や経営状況の比較もしくは原価計算に基づく適切な収支の見通しが可能になります。

条例の主な内容ですが、1番に公営企業の設置、趣旨、2番目に公営企業の適用範囲 (一部適用)、それ以外に処理区、名称、重要財産の処分、業務状況報告書の作成等を盛 り込んだ内容にする予定です。以上です。

〇田尻委員長 ただいまの報告、またはその他の事項も含めて、質問があればご発言願います。

О川口(正)委員 私からは、私の地元にかかわってのこと、同じことの繰り返しということで、しつこいと思う向きもあろうかと思いますけれども、お互いが物事をスムーズに進められるような共通認識、あるいは、その措置方をお互い確かめ合っておきたいと思うわけです。そういう意味で、御所市の櫛羅、小林の上部層にあります無許可開発問題です。

これについて、土木事務所が指導に入った、是正措置を求めていることを聞いてはいますが、私は本件類似の行為が、全県的にも何カ所かあると、県土マネジメント部長からも回答をいただいていますが、私は行政指導だけではこの案件、課題は解決しないと、司法措置も含めながら展開すべしだと言い続けてきました。その基本姿勢を確立してもらいたいというのが、私の基本的な主張だということを念頭に置きながら、今から私が申し上げることを聞いてもらいたい。

この無許可にかかわって指導等措置について、回答を求めているということなのだけれども、回答が来たのか。しかし、今のところ私の耳に入っている段階では、来ているような模様ではないと思います。それに加えて、やはり欠落した指導ではないのかと申し上げたいのは、行為者の意見として、手続の必要については知らなかったと新聞でも紹介されていました。知らなかったというのは、あまりにも荒っぽい、行儀の悪い返事ではないかと思う。あんなに広い土地をさわったら許可、届出が必要だということぐらいは常識的にわかるはずだ。人の上に立とうという人であるならば、なおのこと思う。これはきちっと問われるべきだと思うので、その点についてはどうなっているのか。

もう1点は、行政指導次第で、手続を踏めば、許可の内容にいわば値するような内容が 見つかるのかあわせて聞いておきたい。

〇桜井県土マネジメント部次長(砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱)

委員ご指摘の、無許可の開発行為について、その後の行為者からの回答状況についてお答えします。行為者からは5月に是正計画書が提出されまして、6月に追加の書類が提出されました。その後、是正工事に向けた許可申請が必要となってきます。現在、行為者が、是正工事に必要な許可申請の準備をしていると聞いています。早急に出すよう土木事務所から、行為者に指導している状況です。

〇川口(正)委員 ちょっとわかりにくい。もうちょっとはっきり言って。

〇桜井県土マネジメント部次長(砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱)

是正計画書が提出されまして、次の手続としましては、是正工事に必要な許可の申請が必要になってきます。今、行為者がそのための準備をしていまして、土木事務所からも早急

申請を出すように指導をしている段階です。

- 〇川口(正)委員 許可申請が出たのか。
- 〇桜井県土マネジメント部次長(砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱)許可申請を提出するように、土木事務所から指導している段階です。
- **〇川口(正)委員** 無許可の行為に対して、申請が出ているというのはちょっと飛びすぎ ているのではないか。無許可にかかわってるのは罪でしょう。罪のことを棚上げにして、 許可申請を受けましたというのは、これはどういうことですか。私には意味がわからない。
- ○桜井県土マネジメント部次長(砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱) 違反が発覚した段階で、まず土木事務所がどういうことをしなさいという是正の指導をします。その指導に基づいて、違反行為者がこのように是正しますという是正計画書を提出します。この計画書の内容をチェックして、次の段階として、土木事務所がその計画書に基づく工事、是正をしなさいという指導をして、その工事をするための申請が上がってくるという手続になっています。したがって、土木事務所から違反に対して必要な指導は行っていまして、その結果を受けて、是正の工事が進むことになっています。
- **〇川口(正)委員** 違法の是正といったら原形に戻せということになるのではないか。違 法の是正に対して、許可申請を持ってくるように処理しようというのは本末転倒ではない か。整理をしてもう一度きっちりと答えてもらわなければ、私は合点がいかない。
- 〇桜井県土マネジメント部次長(砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱) 法に反する行為です。特に砂防指定地等管理条例違反、砂防法違反は、土砂災害を引き起 こす大変危険な行為になりますので、重大な違法行為だと考えています。
- **О川口(正)委員** じゃあどのような申請が出ているのか聞きたい。先ほど聞いた話では、何のために砂防区域に駐車場が必要なのか。砂防というのは、いわば危険区域も含まれる。さわってはいけないところをさわっているという行為に対する、基本的な認識を持たなければ、これからどんどん類似の行為が生じます。そういうことを是正しなさいと私は言っている。今の答弁には私は合点いかないけれども、それを解決しよう思っても時間がかかるだけなので、整理をして、またこの委員会で結論を見たいと思う。

いずれにしろ、こういったいわば行儀の悪い行為に対しては、行政指導だけでは処理し切れない。司法の手もかりながら、いわば物事の解決を図るべきではないのかというのが、ずっと以前からの私の意見です。まだ解決していないケースもあろうとも思いますので、これらの行為がいつまでに解決できるのか。今のような行政指導で解決できるのかどうな

のか。このことも含めて整理をして答えてください。

〇田尻委員長 桜井県土マネジメント部次長、川口委員からのご指摘のとおり、整理をしていただいて、改めて建設委員会でご報告いただくということでよろしいでしょうか。

〇川口(正)委員 予算審査特別委員会でも問題提起したいわけですけれども、今大きな話題になっていますが、国会でも話題になり、推進されている働き方改革にかかわって、私は総論賛成です。過重労働をなくそう、そういうことに関係するいろいろな総論については、世の中の進展に合わせて当然変えられなければならない。だけど各論、つまり土木建設業者は人手不足で困っている。そういう中で、指定された時間帯で残業が云々、過重労働、あるいは休みはあらかじめ指定しなければならないということになると、これは空との関係、雨天の関係、自然とのかかわり合いで、指定して従事員に休んでもらおうというわけにはならない問題が多々ある。

それから人手不足に加えて、大きな企業でないため、専門性を問われたとしても、専門でないけれども、そういう形で仕事をしなければならない人もたくさんいる。そういう関係で、この働き方改革にかかわっては、真剣に県も、ランクの問題や業者に対する指導の基準がたくさんあると私は思いますけれど、そういう問題で一考を要するということだけ提起をしておきたい。

それから、ランクづけにかかわって、県は働き方改革にかかわって、社員・シャイン職場づくりという制度をつくりました。「社員」というのは会社の社員という漢字の社員で、 片仮名の「シャイン」というのは光る、輝きという意味のようですけれど、社員・シャイン職場づくりということで、建設業にかかわっても推進されて、ランクづけの評価の内容にも加えられているということも聞きました。県土マネジメント部長、ご存じなのか。

- **〇山田県土マネジメント部長** すみません、存じていません。
- **〇川口(正)委員** これは土木も関係します。県がつくった制度です。まちづくり推進局 長はご存じなのか。
- **〇増田まちづくり推進局長** 格付において、社員・シャインの加点があるということは存 じています。
- **〇川口(正)委員** 今のところ190事業者、企業が加入していると耳にしています。雇 用政策課が担当しています。ランクづけのときに話題にしたことあるはずです。優良企業 に対しては、知事から表彰状も毎年出ているはずです。

というのは、これもいろいろな意味で各業界にかかわり合いを持つ内容だと思います。

SDGs、17の目標、ゴール、169のターゲットということで国連が提唱して、国がモニタリング、フォローアップ、あるいはレビューということで一目でわかるようないろいろな指導・総括をやっています。169のターゲットですから、いろいろな企業、業種、だから土木、建設業界にもかかわり合いがあると私は思います。

これは予算審査特別委員会でも問題提起しますけれど、SDGsはグローバルパートナーシップ、みんな励まし合って取り残される人のないような世の中、世界をつくろうという展開です。

働き方改革にしても、幸せ追求のためのいろんな行政展開です。これは国を挙げてやっているわけだから、県もやらなければならない。県がそれを話題にしてないということはおかしいわけで、問題提起しておきます。

〇小林(誠)委員 流域下水道事業の維持管理費用の負担についてと、平成緊急内水対策 事業について、2点お伺いをさせていただきます。

まず、流域下水道事業の維持管理費の負担について、8月24日の奈良新聞でも取り上げられていましたけれども、県下の水道協会が開いた負担金に関する会議の中で、単価設定に明確な基準を設定してほしいなどの要望があったとお聞きしています。これについては2年に1回の見直しということで、次回の見直しに向けて、市町村との合意形成にどのように向けていくのか。タイムスケジュールについて、教えていただきたい。

○佐竹県土マネジメント部河川政策官(下水道課長事務取扱) 流域下水道の維持管理負担金についてのご質問です。流域下水道の維持管理負担金につきましては、今後、中長期的な下水道の経営状況を踏まえて議論されるべきと考えていまして、これまでに整備した施設や設備をどのように更新するか、人口減少が進む中で施設の縮小をどのように図るかなどの技術的な検討を進めているところです。基本的に流域下水道の維持管理負担金を改定するときは、12月定例会にかけさせていただいているので、それに向けて鋭意努力をしているところです。

〇小林(誠)委員 県で、全額負担するべきなのか一部負担するべきなのか、県議会で議 決をさせていただくのですけれども、この2年に1度の見直しというのは、そもそもこと しの12月でしたか。

〇佐竹県土マネジメント部河川政策官(下水道課長事務取扱) 見直しの時期については、 昨年度に維持管理負担金の議案を出させていただきまして、そのときに1年間の据え置き という形になっていまして、今年度がその一年度分という形になりますので、来年度に向 けてまた新たな単価設定についての検討をしなければいけません。

〇小林(誠)委員 どのようなタイムスケジュールで、各市町村との合意形成に向けた取り組みをされるのか、お聞かせください。

○佐竹県土マネジメント部河川政策官(下水道課長事務取扱) ことしはおくれているところもあるのですけれども、例年ですと、大体9月、10月に検討委員会で、市町村に方向性をご説明しています。その後、持ち帰って案を固めて、再度市町村に照会しています。そのときには流域管理の28市町村に集まっていただいて話をするというのが、例年の流れになっています。

〇小林(誠)委員 追加で、10月以降の具体的なタイムスケジュールをわかれば教えていただきたいのと、下水道の受益者負担に関して、奈良県の解釈が本当に正しいのかについて、各市町村としっかり議論をしていただきたい。

他の都道府県では統一単価、一般単価の設定をしていない。なぜ奈良県で設定しているのか。47都道府県の中でなぜ奈良県、沖縄県、東京都だけなのかという観点です。沖縄県では一番安い単価を統一単価、一般単価とされているので、本来、差額については県が負担するべきと考えています。また、埼玉県におきましては、奈良県にも4カ所ありますけれども、各施設設置までの経緯や諸事情が違う中で、統一単価、基準を設定することが難しいという認識があるのですけれども、なぜ奈良県では設定できたのか。そのときに、他の施設の赤字分、維持管理費の負担についても全体で面倒見ていきましょうという、しっかりとした情報公開、資料の公開があったのか。そういう説明をした上での合意形成だったのか、確認をさせていただきたい。

〇佐竹県土マネジメント部河川政策官(下水道課長事務取扱) 統一単価の問題だと思います。まず奈良県の流域下水道で統一単価を設定している理由ですけれども、これまでご説明したとおり、奈良県の処理区には第一処理区、第二処理区、宇陀川処理区、吉野川処理区と4つの処理区があります。これらの処理区についての統一単価というのは、第一処理区が一番最初にできまして、その後、第二処理区が昭和59年に供用、昭和60年には宇陀川処理区が供用という形で、処理区を供用するたびに、各市町村で構成される流域下水道協議会を開催して議論した上で、奈良市にも関係市町村含めてご理解をいただいて、その単価とさせていただいている状況です。

その考え方といいますのは、例えば宇陀川処理区の話になるのですけれども、流域下水 道の維持管理費用については、供用開始のときに県民の下水道の使用料は均衡であること が望ましいこと、また、県営水道の重要な水源である室生ダムの水質保全を図り、当該地域を含め広く県民が受益するものであるということで、接続する県下の全市町村に意見を聞いて、統一単価で汚水量に応じた負担を求めることとしています。吉野川処理区の供用開始時も同様です。現在もこの考え方にのっとっていまして、下水道法第31条第2項の趣旨も踏まえて、受益者負担の考え方からも適切で、受益の限度も超えておらず、負担になっていないと認識しています。

沖縄県の話がありましたが、沖縄県は繰り出しですが、県の負担をふやすことです。そして、安いところに合わせればという話です。こちらにつきましては、昨年度より維持管理負担金の検討をしていまして、小林委員の言われています県の繰出金についても、検討課題の一つと認識しています。

維持管理負担金の検討に当たりましては、先ほどご説明しましたが、中長期的な下水道の経営状況も踏まえて議論されるべきと考えていまして、そういった観点から、今後これまで整備した施設・設備をどのように更新するか検討しているところです。また今回、中長期的な下水道の経営状況を踏まえて判断されるべきという観点から、企業会計の適用を踏まえた、中長期的な下水道経営についても、いろいろ導入に際しての準備・検討を進めている状況です。以上です。

〇小林(誠)委員 議会に統一単価の議案で上げてこられる際に、各市町村で全額の費用を負担するのか、下水道法第31条第2項で全額負担することも一部負担することもできると規定されていますので、しっかりと市町村の合意形成がなされた上での議案として上げてきていただきますようお願いさせていただきます。

次の質問、奈良県平成緊急内水対策事業についてですけれども、以前から大和川流域1 3市町村39カ所が決まったとご報告いただいたのですけれども、この事業内容によって は、補助率や財源措置などいろいろ変わってくることがあります。お聞かせいただきたい のが、下水道事業の雨水対策として行われるのか、都市下水道事業として行うのか、もし くは総合治水対策として行うのか、そのあたりの区分けを教えていただきたい。

○岡部河川課長 奈良県平成緊急内水対策事業の予算をどのように確保していくかという ご質問と思います。これにつきましては、国の交付金事業で、流域貯留浸透事業がありま す。これは総合治水など、ためる対策について交付金、国の補助をいただける事業でして、 補助率3分の1ですけれども、この事業を活用して、現時点では推進したいと考えていま す。以上です。

- **〇小林(誠)委員** 各市町村で都市計画決定されて雨水対策をされるほうが、補助率がす ごく良いので、そういう観点に立って、内水対策事業は一番効果のある事業ですので、も っと市町村に積極的に活用してもらう指導はどのようにされているのですか。
- ○岡部河川課長 この事業につきましては、平成29年10月の豪雨に伴いまして内水被害が多く発生したということで、その翌年にキックオフした事業です。とりあえず急ぐ事業ということで、当事業については、ためればためるだけの効果が発揮できるので、速やかに設置していこうと、市町と連携しながら今、進めているところです。実際、下水道の雨水対策といった形での補助メニューもありますけれども、都市計画決定、事業認可等の手続に時間を要すこともありますので、当面まずは流域貯留浸透事業は大きく補助いただけるので、現時点では、それを活用しながら進めたいと考えています。
- **〇小林(誠)委員** 都市計画決定まですると、市町村のハードルが高くてなかなか進まないという認識ですが、今、39市町村の中でどれぐらいの市町村が、この事業で対策されているのか、お伺いします。
- **〇岡部河川課長** 先ほど委員がおっしゃられましたように、平成緊急内水対策は13市町が対象です。これまで総合治水対策ということで、例えば学校の校庭を利用した貯留、ため池を利用した貯留につきましては、流域貯留浸透事業を活用して推進してきたところです。
- **○国中委員** 1点確認したいのですけれども、先ほど県土マネジメント部長から説明がありました下水道の地方公営企業法の適用により公営企業化するということなのですけれども、企業法ということになれば企業会計がついて回るわけです。そうすると、第一処理区、第二処理区、吉野川処理区、宇陀川処理区とあるのですけれども、下水道として全体的に企業会計をしていくのか、それとも個々にしていくのか確認したい。
- **〇佐竹県土マネジメント部河川政策官(下水道課長事務取扱)** 公営企業法の適用ですけれども、奈良県の流域下水道全体として適用していこうと考えています。
- **○国中委員** それを聞いて安心しました。第一、第二処理区は黒字だと聞いています。吉野川処理区、宇陀川処理区は赤字だということです。全体的では、お互いに補填もしていただけると思うのですけれども、吉野川をきれいにしていくということになれば、良質の水を、県下の皆さまに飲料していただくためには、やっぱりどうしても下水道は必要です。しかし単独で企業会計することになれば、たちまち下水道が麻痺してしまうことになりますので、全体的に企業会計をしていくことになれば、それで結構かと思います。以上です。

〇太田委員 私からも、奈良県流域下水道事業の設置に関する条例の概要について質問させていただきます。

先ほど来、説明がありましたけれども、現在の単式簿記の特別会計から、公営企業会計へ移るということですが、一般的に企業会計に移ることについて、これまでの特別会計であれば一般会計からの繰り入れができるけれども、企業会計になると、資金不足が発生するとか、料金の値上げが予想されるのではないか、あるいは企業会計へ移ると、下水道料金の値上げといった心配の声が出ています。今回企業会計へ移るということに伴いまして、一般会計からの繰り入れが一体どういう扱いになるのか、その点について、また、県民負担がふえるのではないかという心配について、県としてどのように考えているのか、お伺いします。

〇佐竹県土マネジメント部河川政策官(下水道課長事務取扱) 太田委員からのご質問は、公営企業会計への移行に当たって、総務省からの繰り出し基準が変わるのかというご質問かと思います。先ほど公営企業法の適用についてのご説明をさせていただいたとおり、企業会計の導入で、貸借対照表、損益計算書など諸々の財務諸表の作成を通じて、みずからの経営資産を適正に把握して、中長期的な視点で経営基盤の強化をしていこうというものですので、公営企業会計への移行に当たって、繰り出し基準が変わるというものではありません。以上です。

〇太田委員 一般会計からの繰り入れについては、その点については変わりはないという ご答弁でした。

先ほどのご答弁の中で、企業の経営の見える化を今後さらに進めていきますと、これも 先ほど来、議論になっているのですけれども、奈良市などの第一処理区は黒字だけれども、 第二処理区、宇陀川処理区、吉野川処理区での赤字がより鮮明になり、今奈良市などでは、 全体で負担をするのがおかしいのではないかという見方がさらに際立ってしまい、県民の 分断にもつながることになるという心配があります。経営の見える化という点では、そう いったことについて対応が求められてくるかもしれないですけれども、その点については いかがお考えでしょうか。

〇佐竹県土マネジメント部河川政策官(下水道課長事務取扱) 昨年度から、維持管理負担金の検討を続けています。その中で言われています繰り出し金についても検討事項と考えていまして、今後、中長期的な下水道の経営状況を踏まえて議論をすべきという考え方で、これまでに整備した施設をどのように更新するか、人口減少が進む中で施設の縮小を

どのように図るかなどをきっちりと見据えて説明できるような形にしていきたいと考えています。

○太田委員 今後の検討課題ということでした。それぞれの処理区で経営状況のばらつきがあるのですけれども、共通した思いとしては、やはり県における流域下水道事業会計への一般会計からの繰り入れが総務省が出している基準よりも少ないと思います。県は、全て一般会計から繰り出しているこれまでにかかった費用などを全部合わせると、まだ県の繰り出しのほうが大きいということを理由にしています。例えば総務省が示す基準額が平成29年度で10億円に対して、県が7,000万円ぐらいにとどまっているという指摘もありますので、先ほど一般会計からの繰り入れは、たとえ企業会計になったとしても変わりはないということです。この一般会計からの繰り入れについては、私も昨年来、質問をさせていただいていますけれども、検討課題ということですので、ぜひ県民の負担がふえないような形で進めていただきたいと思います。

最後に河川の問題についてで、2点質問があります。

1点目は、夏の時期、特に河川に生えている草の刈り取りをしていただいていますけれども、そうした中で、木がそのまま放置されています。大雨により、木にごみやさまざまなものがひっかかってしまって、越流の原因になるのではないかと、不安の声が寄せられています。県として、河川に生えている木の伐採について、どのように考えているのかについてお伺いします。

あわせまして、私の地元で恐縮なのですけれども、葛城川の奥田地域の整備状況について、ここは未整備になっていて越流の心配があるとの声が寄せられていますので、取り組みについてお答えをいただきたい。

○岡部河川課長 2点ご質問いただきました。まず最初に、樹木の伐採につきましてお答えさせていただきます。委員ご指摘のとおり、河道内、特に流下断面内に樹木が生えていますと、洪水の流下阻害を引き起こすということで、昨年の西日本豪雨でもそういった課題が出てきました。このため、国による防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策予算の対象としまして、樹木伐採があります。こういった予算を活用しながら、ご要望いただいています箇所につきまして、樹木の繁茂状況を調査・確認した上で、緊急性の高いところから順次実施していきたいと考えています。

2点目のご質問、葛城川の奥田地域の整備状況です。奥田工区につきましては、河川整備計画に基づき、河道拡幅などによる改修を行うこととしています。この工区につきまし

ては、用地取得が困難な箇所がありますけれども、平成29年末に一部の地権者の理解が 得られたことから、法線の見直しを行い、事業を進めることとしています。昨年度に測量、 地質調査、護岸設計の見直しを行いまして、地図訂正を行ったところです。今年度につき ましては、補償調査などを実施して、用地取得に努めたいと考えています。

〇太田委員 まず、河川に生えている木の伐採については、今後進めていくというご答弁 でした。緊急性の高いところと、もう一つは要望があったところということですので、早 速要望のあったところについては、地元の土木事務所に求めていきたいと思います。

葛城川の奥田地域の整備状況についても、ご報告いただきましたけれども、この部分だけが葛城川の上流と下流の間での未整備ということで、地元からも強い要望がありますので、引き続きこの対策についても進めていただきたいと思います。

〇田尻委員長 ほかになければ、これをもちまして、質問を終わります。

次に、本会議で反対討論をされる場合は、委員長報告に反対意見を記載しないこととなっております。

日本共産党は反対討論をされますか。

- 〇太田委員 反対討論いたします。
- **〇田尻委員長** では、日本共産党については、委員長報告に反対意見を記載しませんので、 よろしくお願いをいたします。

次に、委員長報告についてでありますが、正副委員長に一任願えますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

これをもちまして、本日の委員会を終了いたします。ご苦労さまでした。